広島市告示第４５８号

令和８年１０月２８日

新たに生じた土地の確認及び当該土地を町の区域に編入することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９条の５第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認し、及び同法第２６０条第１項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる町の区域に編入するものとする。

広島市長　松　井　一　實

左欄		右欄
位置	面積	
南区の出島三丁目１の６６から出島四丁目の４の２を経て４の７に至る地先	１１万４，８４５．９９平方メートル	南区出島四丁目